



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 瀧上工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧上 晶義
(コード番号:5918 東証、名証第2部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 瀧上 定隆
(電話番号:0569-89-2101)

従業員に対するインセンティブ・プランの導入に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 3 月 5 日 (月)
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 20,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 5,820 円
(4) 処 分 総 額	116,400,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社 (信託口) (再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「従業員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託

者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の従業員の職位等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成29年10月1日現在の発行済株式総数2,697,600株（当該発行済株式総数は、平成29年10月1日付株式併合（10株を1株）（以下「本件株式併合」といいます。）後の株式数です。）に対し0.74%です。また、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として、本件株式併合を勘案した場合の議決権個数21,583個に対する割合は0.93%となります（いずれも、小数点第3位以下を四捨五入し、表記しています。）。

当社としましては、本制度は従業員の帰属意識を醸成し経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、また、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

本信託に係る信託契約の概要

- ① 名称：従業員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ④ 受益者：従業員のうち株式交付規程及び信託契約に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 議決権行使：本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
- ⑦ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑧ 信託契約の締結日：平成30年3月5日
- ⑨ 金銭を信託する日：平成30年3月5日
- ⑩ 信託の期間：平成30年3月5日～平成35（2023）年5月末日（予定）
- ⑪ 信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成30年2月13日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である5,820円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成30年1月15日～平成30年2月13日）の終値平均5,923円（円未満切捨て）からの乖離率-1.74%、直近3ヵ月間（平成29年11月14日～平成30年2月13日）の終値平均5,789円（円未満切捨て）からの乖離率0.54%、あるいは直近6ヵ月間（平成29年8月14日～平成30年2月13日）の終値平均5,553円（円未満切捨て）からの乖離率4.81%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております（乖離率はいずれも小数点第3位以下を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会（3名にて構成。うち2名は社外取締役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

※終値平均は、本件株式併合による併合割合に応じ調整した値を用いて算出しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上